



## グローバル・カーボン・マーケット

主任研究員 古屋 力

世界各地でグローバル・カーボン・マーケット構築に向けた動きが徐々に活発化してきている。

いまから2年前の2005年1月、欧州排出権取引制度(EU ETS)が誕生。EUはCO<sub>2</sub>を大量に排出する発電所・鉄鋼等域内1万2千の事業所に排出可能量を割り当て、その過不足を調整するインフラとして排出権取引制度を設けた。実際の排出権取引は、オランダECX、ノルウェーNord Pool、ドイツEEX等既存のエネルギー商品取引所のプラットフォームと決済システムを利用し、システム投資コストを最小限に抑えている。取引量、取引額ともEU ETS創設以降2年間で3倍にも急成長し、EUの産業政策や環境基準が世界の環境スタンダードになりつつある。欧州以外でも、オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州では既に「温室効果ガス削減計画(NEW GGAS)」が導入済みである。京都議定書を批准していない米国でも、来年の大統領選を睨み地球温暖化対策法案の議員立法準備が進められていると聞く。またそれに先んずる形で、北東部7州では「地域温室効果ガス・イニシャティブ(RGGI)」導入が予定され、西部5州も、本年2月に「西部地域気候アクション・イニシャティブ(WRCAL)」を発表、18ヶ月以内にキャップ&トレード・プログラムを設計することを表明している。注目すべき点は、米国市場が、大西洋を越えて欧州市場とリンクしたグローバル・カーボン・マーケットの創設も視野にいられていることである。世界各地で起こりつつある「脱炭素社会」を目指した排出権市場創設の動きは、やがては欧米中心に市場間相互リンクを通じたグローバル・カーボン・マーケット構築に発展してゆくであろう。そして、依然として解決すべき課題は山積しているものの、来年の地球環境サミットや米国大統領選次第では、さらには途上国とのダイアログの帰趨いかんでは、中国、インド、ブラジル等、途上国の参加も視野にいられた本格的なグローバル・カーボン・マーケット構築に向けて一気に気運が加速する可能性もあろう。

こうした中、我が国にはまだ排出権市場がない。ようやく本年3月に改正温暖化対策法が施行され、排出権取引に必要な排出権の法的性質や国別登録簿制度等法的インフラを整えている段階である。排出権を国際移転するためのトランザクション・ログへの接続も近々実現予定で、排出権を小口化し円滑な移転を可能とする信託方式導入の準備も始まりつつある。しかし肝心の温室効果ガス削減状況は厳しいものがある。経団連の自主行動計画に基づき電力、鉄鋼、電気等業界ごと35業種に対し削減目標値を設け削減努力を行っているものの、現実には削減どころか90年度比+8.1%も増加(2005年度実績)してしまっている。90年度比-6.0%削減目標達成(2012年期限)は予断を許さないのが実態である。我が国においては、欧州流の義務型排出権制度導入に対して経済界中心に

経済競争力減殺を懸念する声が多く制度導入に強い抵抗があると聞くが、日本がバスに乗り遅れないためには、自主参加型ではなく、欧米並みのキャップ&トレード・プログラムの設計と炭素税導入によるポリシーミックスを前向きに検討する必要がある。ハーバード大学のマイケル・ポーター教授は、「環境規制の厳しい国ほど効率的な生産を行うようになり、産業競争力が高い」と述べている。WWFはこのポーター仮説について我が国でのシミュレーションを行っている。その結果、短期的には環境対策はコスト高であるが、中長期的には輸出産業を育成し、産業構造がより付加価値集約的なることで雇用増加にもつながることが検証され、2015年時点で、環境対策の推進に伴う産業育成効果によるGDP増加は19兆円、国内対策コストを差引いた純経済メリットは14兆円、雇用者は140万人増加すると予想している。我が国には、高いエネルギー効率と世界に誇れる高水準の環境対応技術がある。毅然として世界に範たる環境立国の構築を推進してゆくことが日本の責務であろう。

政府は今通常国会で「二十一世紀環境立国戦略」を打ち出した。そして6月には、温暖化対策も含めた「環境立国」のあり方を提示する予定である。日本が、近い将来地球規模で構築されようとしているグローバル・カーボン・マーケットにおいて中核的な役割を担い脱炭素社会に向けて力強くリーダーシップを発揮してゆくことを期待したい。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2007 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>